

小田原市学校給食費管理システム賃貸借 仕様書

1 システムの目的と導入理由

現在、本市では私会計にて学校給食費を管理しているが、令和3年4月から市の会計として管理すること（公会計化）に伴い、学校給食費について、調定・収納・徴収管理業務を一括で管理し、適正かつ効率的に遂行するため、学校給食費管理システムを導入するものである。

2 システム対象事業の範囲

市立小学校 25 校、市立中学校 11 校、市立幼稚園 2 園に提供している学校給食における学校給食費対象者の学校給食費の調定・収納・徴収管理業務。

- (1) 学校給食費対象者 約 15,550 人
 - ア 小学校 25 校（生徒数：約 9,000 人）
 - イ 中学校 11 校（児童数：約 4,500 人）
 - ウ 幼稚園 2 園（園児数：約 50 人）
 - エ 職員等（約 2,000 人）
- (2) 学校給食費
 - ア 小学校 月額 4,300 円（日額 257 円）
 - イ 中学校 月額 5,000 円（日額 307 円）
 - ウ 幼稚園 月額 3,900 円（日額 230 円）

3 システム導入スケジュールと賃貸借期間

導入するシステムの事前設定等に係る期間は、契約日から令和3年3月31日までとし、令和3年4月1日から本稼働が可能であること。

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を賃貸借期間とすること。

4 システム基本要件

- (1) 導入するシステムについては、導入スケジュールやシステム安定稼働及び信頼性を目的として、パッケージソフトを基本とし、要求事項に適合するようカスタマイズ可能なシステムであること。
- (2) 導入するシステムについては、担当職員がコンピュータにより処理を実施することを基本とするため、すべての業務処理がメニューから容易に行えること。
- (3) 導入するシステムについては、ID・パスワードによるユーザー認証を可能とし、ユーザーにより使用できる機能が制限できること。また、ユーザー別の操作ログを記録できる機能を備えていること。
- (4) 導入するシステムについては、過去10年以内に、人口5万人以上の地方公共団

体（市・特別区）へ導入実績（導入中も含む）を有すること。ただし、給食費を公会計により管理している場合に限る。

(5) 戸籍上の文字を正しく入力することが可能であること。また、新たに発生した外字についても、メンテナンスが可能であること。

5 システム機能要求事項

次の(1)～(3)の各業務を行うことのできる機能を有していること。

また、別添「機能要求一覧表」に示した機能を有していること。

(1) 給食費の調定業務

ア 学齢簿システムと連携し、児童・生徒及び保護者等の情報を基に学校給食費対象データを作成し、管理する。

イ 対象者ごとに、1食単価×年間実施回数÷月数より月額給食費を算定する。

ウ 給食費の納期限は毎月月末（4、8月を除く）とし、5月は2ヶ月分の月額給食費とする。

エ 対象者ごとに、牛乳アレルギーによる減額、年度途中の転校・転入による変更、減免規定による減額、生活保護・就学援助・児童手当からの充当による収納停止の処理をする。

オ 対象者ごとに口座振替依頼のあった場合、口座情報の登録をし、口座振替対象者とする。

カ 年度当初（4月）に年間の給食費決定通知書（兼納入書）又は口座振替通知書を印刷し、5月上旬に対象者へ送付する。又、年度途中において、変更等が生じた場合には、該当月上旬に給食費変更通知書（兼納入書）又は口座振替通知書を印刷し、対象者へ送付する。

キ 年度末（3月）に進級に伴う年次更新処理及び新入生登録を行う。

(2) 給食費の収納管理

ア 納付方法は、市取扱金融機関及び市窓口（OCR納入書）、コンビニエンスストア（バーコード納入書）、口座振替とし、それぞれ適宜収納データを収受し、システムに消込反映する。

イ 口座振替については、市指定のフォーマットで各金融機関の口座振替データを作成し、納期限の日を引落日とし、各金融機関から返却される振替結果データをシステムへ取込み、消込反映する。

ウ 口座振替後に、残高不足などで口座不能となった対象者へは、口座不能通知書（納付書を兼ねるもの）を送付する。

エ 収納管理画面において、対象者の収納状況（年度、月、給食費調定額、収納額、未納額、収納日、収納方法など）を把握し、問い合わせ対応する。また、対象者の同一世帯や兄弟・姉妹などを参照する。

(3) 給食費の滞納管理

- ア 納期限を過ぎた対象者に対し、督促状（圧着ハガキ式など）や催告書を送付する。
- イ 督促状や催告書の送付、対象者からの各種問い合わせ、窓口や訪問時の折衝記録など、対象者ごとの対応記録を入力し管理する。
- ウ 納期限からの経過日数に応じ、遅延損害金を算定する。
- エ 分割納付への対応、消滅時効管理などを行う。

6 ハードウェア・ネットワーク仕様

(1) 共通事項

- ア 本システムの運用に必要な機器を調達すること。
 - イ 機器の設定作業を行うこと。また、機器設定作業費用についても導入費用に含めること。
 - ウ 運用開始後の機器保守を行うこと。また、その保守費（5年間分）を導入費用に含めること。
 - エ サーバ等を設置する場合は、市既存設置のサーバラックを使用することとし、2U程度以内に収まること。
- (2) 端末1台、帳票用プリンター1台を学校安全課内に設置し運用するものとする。
- (3) 納入通知書などの印刷用として、発注者既存のプリンターRICOH PRO F2130Y（連続紙用）及び Canon satera LBP 322i（カット紙用）より、それぞれ印刷出力できるものとする。
- (4) バックアップデータの保存、復元ができるものとする。

7 その他システムとの連携

導入するシステムについては、学齢簿、就学援助、生活保護、児童手当情報の取得に向けた連携を行う。なお、各種情報の連携サイクル及び連携内容（全件又は異動分）等の詳細は別途協議のうえ定める。

8 試験・検査

- (1) 本システムの本格運用までの適切な時期に、本システムの単体テスト、データ結合テスト、総合テストを実施し、問題ないことを確認すること。また、運用テストの実施を支援すること。
- (2) テスト実施件数や不具合件数、テスト仕様書、検証結果等は本市へ報告・納品を行うこと。
- (3) 導入したシステムを運用できるようにサーバ、端末及びプリンター、ソフトウェア等の初期設定や搬入設置及びLAN配線工事を実施し、稼働に向けた検証作業を実施すること。

9 法改正への対応

- (1) 制度改正などにより国において新制度の詳細等が決定・提示された場合は、本市の要綱等に添った形でシステムに反映させるため、本市と事前に協議をすること。
- (2) 法制度改正への対応については、パッケージソフトのバージョンアップや機能追加等により対処（カスタマイズ部分も含む）し、保守業務として本調達の範囲に含めることを原則とする。その際は、法制度改正版プログラムの提供を行い、本番環境へのセットアップを実施すること。

10 カスタマイズに関する事項

導入するシステムについては、システムの安定性、コストパフォーマンスを考慮し、パッケージシステムの導入を前提とし、原則としてカスタマイズは行わない（印刷物のページのデザインやパラメータの設定はカスタマイズと捉えない）。

ただし、パッケージの基本機能で本市の目的が達成できない場合は、必要最小限の規模でパッケージをカスタマイズすることを許容する。

11 保守及び運用支援

(1) 運用保守及び操作支援等

- ア 給食費管理システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。
 - イ 保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。
 - ウ 受付時間は、勤務時間（平日 8:30～17:15）を原則とするが、問い合わせ内容によっては、時間外でも対応すること。
 - エ 導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法などの問い合わせ（電話・メール等）に対応すること。
 - オ 導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に連絡し、対応を別途調整すること。
 - カ 本市が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問い合わせ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。
 - キ 月次処理及び年次処理等の運用支援を行うこと。
 - ク 可能な限り即日対応を行うこと。
 - ケ システムが常に安定稼働する状態を保つため、対象機器のソフトウェア等の保守作業を実施すること。また、障害発生時の早急な復旧を行うための保守体制を確立すること。
- (4) 障害発生時の保守
- ア 本市からの障害発生連絡後、必要に応じ、本市にて対応できる体制とすること。
 - イ 障害原因の特定及び復旧案等を提案し、本市と協議の上対応すること。

ウ 障害復旧が完了した場合、本市に完了報告を行うこと。

1.2 職員研修・マニュアル整備

- (1) 職員等によるシステム操作に支障が生じないよう、システム稼働前及び稼働後において、受注業者は本市職員に対して操作研修を実施すること。
- (2) システムの使用者及び管理者マニュアルを作成すること。

1.3 個人情報等の保護

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び小田原市個人情報保護条例、小田原市のセキュリティポリシー等関係規定を遵守すること。

また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

1.4 納品物

- (1) 導入したシステムを利用できる機器一式
- (2) システムの使用者及び管理者マニュアル

1.5 納品場所及び使用場所

神奈川県小田原市荻窪 300 番地 小田原市役所内